

国民健康保険高額療養費（外来年間合算療養費）の支給遅延について

千葉市緑区で、本年5月7日に支給予定であった国民健康保険高額療養費について、事務手続きの不手際により、支給が5月20日になる遅延が発生しましたので、お知らせします。

1 事案の概要

国民健康保険高額療養費制度の改正により、年間を通して高額な外来診療を受けている方の負担が増えないように、平成29年8月から自己負担額の年間上限（外来年間合算）が設けられた。

制度創設後の初回の支給は、対象となる所得区分の方が、平成29年8月1日から平成30年7月31日までに外来診療で支払った医療費が144,000円を超えた場合に、超えた部分が支給対象となり、千葉市では6区とも、令和元年5月7日（火）に支給予定であったが、緑区のみ、5月20日（月）に支給が遅れてしまった。

2 支給遅延件数及び金額

- (1) 遅延件数 43件（43人）
- (2) 遅延金額 462,433円（1人あたり、最高24,000円、最低36円）

<参考>

市全体 支給件数	359件（359人）
市全体 支給金額	4,245,428円

3 判明の経緯

4月17日に緑区市民総合窓口課から対象者43人に支給決定通知（5月7日振込予定）を発送した。5月8日に対象者の1人から振り込まれていない旨の電話があり、確認したところ、支給に必要な事務処理がされていないことが判明した。

4 原因

新制度の支給事務について、所管課として事務処理の把握と進捗管理ができておらず、支給に必要な事務処理を行わなかったことによるもの。

5 支給対象者への対応

支給遅延が判明した後、速やかに、対象者43人全員に電話で謝罪し、支給日の変更について了承を得た（5月9日完了）。

6 再発防止策

制度改正等があった際には、所要の手続について複数人で確認するとともに、支給決定通知等を郵送する前に、複数人で支出処理が適正に行われているかを確認した後に発送することを徹底する。